

2018年6月22日

国民民主党
代表 大塚 耕平 様
代表 玉木雄一郎 様

日本高等学校教職員組合
中央執行委員長 齋藤 亮



要 望 書

平素より、私たち日高教の取り組みに格段のご理解を賜り、深く感謝申し上げます。さて、教育を取り巻く環境が大きく変化し、多様化する教育的ニーズに対応するなか、私たち教職員は、教育に対する国民の期待と負託に応えるべく、日々教育活動に全力を傾注しています。

現在、中央教育審議会において学校における働き方改革に関する総合的な方策が審議されるとともに、文部科学省からは緊急対策が公表され、各教育委員会、各学校に対して取り組むべき方策の策定が求められています。加えて、人生100年時代や「Society5.0」など次世代を見通す新たな取り組みへの対応も必要となっています。

これらの取り組みを具体化し、高校・中等教育学校及び特別支援学校(以下、高校等とする)において「児童生徒一人ひとりに充実した教育」を保障するためには、教育関係予算の大幅な増額とともに、教職員定数や教職員の待遇・勤務条件等の改善、施設・設備の充実を図る必要があります。

つきましては、教育施策・予算等について、別添の日高教『高校・中等教育学校及び特別支援学校教育予算の増額・充実に関する要望書』における事項とともに、下記事項の早期実現を強く要望いたします。

記

1. 学校における働き方改革の検討においては、次の事項を踏まえたものとなるよう国会等で審議されたい。特に、義務段階と異なり実習教員等様々な職種や定時制・単位制課程がある高校等の特殊性を反映したものとされたい。
 - (1) 教職員のワーク・ライフ・バランスを図るため、時間外勤務の抑制のための実効ある措置を講じられたい。
 - ① 学校における業務及び業務分担の明確化と業務管理の適正化に資する取り組みを図られたい。
 - ② 教職員の勤務時間を客観的に把握するため、タイムカード等を整備するための財政的支援を行われたい。
 - ③ 全教職員が遅くとも午後6時までに退勤でき、かつ週2日は定時退勤ができるよう環境整備を図られたい。
 - (2) スクール・サポート・スタッフや部活動指導員について、高校等においても配置するとともに、財源を確保されたい。
 - ① スクール・サポート・スタッフについて、全校配置にするとともに、大規模校(18クラス以上)には複数配置されたい。
 - ② 部活動指導員については、部活動数の半数以上に配置されたい。
 - (3) 校内の事務業務においては効率化・標準化したシステムを構築し、ICTを活用した業務改善を推進するとともに、十分な予算措置を行われたい。
 - ① 統合型校務支援システムを国において構築し、全国的な利活用が行える環境を整備されたい。
 - ② ICT支援員について、大規模校への配置及び広域運営による全校的なサポート体制を確立されたい。
 - (4) 臨時・非常勤教職員に関して、人材確保の観点を含め改正地方公務員法等の趣旨及び付帯決議を踏まえた制度とするとともに、改正法施行以前であっても具体的な改善がなされるよう取り組みを図られたい。
 - ① 臨時・非常勤教職員の任用については、地域的な偏在が課題であり、人材確保について窮する地方自治体を支援する制度を確立されたい。
 - ② 現行の教員免許管理システムに臨時・非常勤教職員登録システムを加えられたい。

2. 高校等における教職員の職務と職責にふさわしい給与体系の確立を図られたい。

- (1) 学校教育における人材確保に資するため、学校で働く教職員の勤務実態に見合った給与に改善するとともに、財源を確保されたい。
 - ① 教職調整額については、教員の職務の専門性と勤務の特殊性に鑑み、一律支給を堅持するとともに、支給率を8%に改善されたい。
 - ② 教職調整額制度を維持しつつ、超勤4項目に対して時間外勤務手当及び休日勤務手当が支給可能となるよう法整備を図られたい。
 - ③ 人材確保法の趣旨を尊重し、義務教育等教員特別手当の水準を3%に回復されたい。
- (2) 勤務実態及びメリハリを付けた諸手当の充実を図る観点から、学級担任手当及び平日の部活動指導手当を新設されたい。
 - ① 学級担任手当は、教育業務連絡指導手当と同水準(1日200円以上)とされたい。
 - ② 平日の部活動指導手当は、休日の部活動指導手当と同水準(1時間900円程度)とされたい。
- (3) 特別支援教育関係の給料の調整額については、児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化が進む学校現場の実態を踏まえて、調整数を「2」まで回復させるとともに、事務職員等も支給対象者とされたい。
- (4) 50歳台後半層の給与については、行政職や民間を下回るなど教育職への影響が極めて大きいことから、職務・職責に応じた制度を確立されたい。

3. 高校定数に関わる高校標準法を現在の実態に即したものとなるように改正されたい。あわせて、新たな公立高等学校等教職員定数改善計画を早急に策定・実施されたい。

- (1) 高校標準法について、現在の教育実態に即したものとなるように改正されたい。特に教科担任制を行っている高校等においては、教員の主要業務である授業のコマ数は週15時間を基本に算定されたい。また、次の事項を早期に対応されたい。
 - ① 教頭(副校長)について、学校運営の充実及び人材育成の観点から複数配置とされたい。
 - ② 主幹教諭及び指導教諭について、高校教育の質向上に資する目的で複数配置されたい。
 - ③ 養護教諭について、高校教育の質向上に資する目的で複数配置されたい。
 - ④ 学校司書と学校現業職の重要性・必要性に鑑み、標準法に位置づけられたい。
- (2) 学校現場の実態に即した定数加配措置を適切に講じられたい。
 - ① 平日及び土日における時間外での学習指導や部活動に伴う超過勤務が多い全日制の普通高校及び専門高校における新たな加配事由(学習指導環境改善加配、課外教育活動充実加配等)を措置されたい。
 - ② 過疎地域に立地する小規模校や教育困難校等において教育の質を保証し、かつ地方創生に資する観点から、現行の加配措置をさらに拡充されたい。
 - ③ 加配措置については、各地方自治体における財政基準需要額と実際支出額や充足率が100%を超えている地域の実情を踏まえて、総務省へ定員要求されたい。
 - ④ 高校通級について、実態把握の実施とともに、加配措置を拡充されたい。

4. 高校等の教育の質向上に関わって、次の事項を実行されたい。

- (1) 高校教育の質の向上や地域の活性化・魅力化並びに地域を担う人材育成のため、高校等と地域及び企業や大学が連携した先進的な取り組みを支援する制度(スーパーバイタリティーハイスクール：SVH(仮称))、およびスーパーコミュニティーハイスクール：SCH(仮称)の創設をされたい。
- (2) 「地域ビジネス創出事業(SBP)」を積極的に展開するための財源を確保されたい。
- (3) 「高校生のための学びの基礎診断」が生徒及び高校教育にとってより良い施策となるよう、次の事項を反映されたい。
 - ① 活用に関わる研究実践校を大幅に増やすなどの対策を講じられたい。
 - ② 作問に当たっては、教科融合型、難易度を幅広く設定されたい。
 - ③ 学力アセスメント以外、例えば進路へ活用可能となるよう検討されたい。
- (4) 成人年齢の18歳への引き下げに伴い生じる課題について早期に抽出するとともに、関係省庁と連携を図り、民法改正等に伴う混乱が高校等で生じないようにされたい。

5. 公立学校教職員の定年延長について、以下のように図られたい。

- (1) 定年延長の早期実施を行われたい。
- (2) 制度設計においては、われわれ日高教の意見を十分踏まえたものとされたい。
- (3) 現行の再任用者も含め60歳以降も従来業務と同様の働き方となる場合には、職務給の原則から定年前と同等の待遇を確保されたい。